

令和6年度 鹿沼市入札適正化委員会 会議録（概要）

1 目 的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保するため、入札及び契約手続の運用状況等について審議を行う。

2 開 催 日 令和6年8月23日（金） 午後2時00分～3時40分

3 開催場所 鹿沼市役所 行政棟2階 第2委員会室

4 委 員 委員長 須 賀 正 人
委 員 高 田 悦 夫
委 員 前 橋 明 朗

5 審議対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

6 対象案件 総数 160件
抽出案件 3件
（内訳）事後審査型条件付き一般競争入札 2件
随意契約 1件

議事等の概要

1 報告事項

(1) 発注状況について

事務局より、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの審査対象期間内の発注状況について説明

(2) 指名停止の運用状況について

事務局より、5件の指名停止の運用状況について説明

(3) 談合情報対応状況について

事務局より、昨年度に談合情報が寄せられ、公正取引委員会等へ通報後、現在は公正取引委員会の対応を待っている状況であるが、業者への事情聴取後の対象業種の入札では適正な入札結果となっている旨を説明。

一方で、土木・建築・ほ装の市内Aランクの落札率が98%前後で高止まりしていることを説明。また、前回の入札適正化委員会で談合防止策の注意喚起が必要であることの提言を受け、注意喚起文を市内建設工事業者全社に通知したい旨を説明。

委員： 通知はいつ頃送付するのか？

事務局： 9月に送付する。

委員： 注意喚起文だけでは効果がないと思われる。業者にアンケートなどを書かせて、行政が積極的に談合に関する情報を集めている姿勢を見せる必要がある。

委員： 公正取引委員会の結果と注意喚起については別の話として進めたほうがよい。公正取引委員会の結果を待つと随分と先になる。公正取引委員会の結果は置いておき、行政として毅然とした対応を示す必要がある。なるべく早く動いて、厳しい姿勢を見せる必要がある。

委員： 注意喚起文とともに、誓約書のようなものを送って返信してもらうのはどうか。

事務局： 対応を検討し、改めて報告する。

(4) 抽出結果報告

高田委員より、抽出案件を選定した理由について、一般競争入札については、契約金額が高額な案件を2件、随意契約については、随意契約とした理由等から1件、合計3件を抽出した旨説明

2 審議事項

(1) 第5浄水場電気設備工事

工事場所：下奈良部町

担当部課：上下水道部 水道課

【審議結果】適当であると認める

(2) 令和5年度市道0365号線道路築造工事

工事場所：藤江町

担当部課：都市建設部 整備課

【審議結果】適当であるとは認められない

(3) 令和5年度旧新田橋橋脚撤去工事

工事場所：北赤塚町

担当部課：都市建設部 整備課

【審議結果】適当であると認める

3 抽出案件についての主な質疑・協議内容

【審議案件(1)第5浄水場電気設備工事について】

委員： 第5浄水場工事全体の工程は？また、年度ごと、工事ごと、予定価格・実績金額は？

工事担当： 複数年にわたって紫外線処理設備を設置する工事である。まず、令和4年度に紫外線処理室建築工事を行い、予定価格は15,708千円、実績は変更契約後で16,467千円。令和5年度には、電気設備工事を行い、予定価格は221,298千円、実績は変更契約後で202,851千円。また、同時に機械設備工事を行い、予定価格は、201,366千円、実績は変更契約後で185,042千円。今年度に場内配管工事を実施する予定である。

委員： 現地確認した8月7日時点において、契約工期の令和6年3月8日を経過し、電気設備工事が完了していなかったが、次の機械設備工事に影響は出ないのか？

工事担当： 工期は令和6年10月31日まで工期延長の変更契約を締結している。また、電気設備工事と機械設備工事は業者間で調整しながら施工しているため、影響はない。なお、機械設備工事は紫外線処理装置の設置のみが残っている状態である。

委員： 抽選の具体的な方法は？

事務局： 電子入札システムの電子くじで行う。恣意的なものが一切排除されたフェアなシステムである。

【審議案件(2) 令和5年度市道0365号線道路築造工事について】

委員： 市道 0365 号線新田橋工事及び取付道路工事全体の年度ごとの工事内容と完成時期について。

工事担当： 平成 29 年度から工事を着手。平成 29 年度と 30 年度に藤江町側の道路築造及びほ装工事を行った。平成 31 年度には北赤塚町側の道路築造工事を行い、令和 2 年度から 4 年度にかけて橋梁部分の下部工建設工事を行った。また令和 4 年度に旧新田橋撤去工事を行い、令和 5 年度に今回の道路築造及びほ装工事を行った。令和 6、7 年度に上部工建設工事を実施し、2 か年で施工する計画。今年度に護岸工事を行う予定。令和 8 年度から令和 10 年度に残りの道路築造工事、ほ装工事などを予定している。工事の完成は令和 10 年度を目標にしている。

委員： 19 社が入札し、落札した業者の入札額が 106,300 千円（税抜）だった。それ以外の 18 社はすべて 108,000～108,500 千円（税抜）で入札額を揃えたようにみえる。これは、談合の疑いがあると思われるが、どうか？

事務局： 本案件は落札率が 97.97%。

土木・建築・ほ装の市内 A ランクの入札については、落札率が 98%前後で高止まりしている。また、同額抽選にもなっていない。今後は、市内建設工事業者全社に対し、注意喚起や誓約書等を含め対応を検討する。

委員： 入札参加条件を鹿沼市内に本店を有する者に限った理由は？

事務局： 地元業者の育成のため、工事内容が市内業者で対応できるものについては原則市内を条件にしている。市内業者で施工できない特殊な案件に限って、県内、関東など地域要件を広げている。

委員： 市内業者に限る判断も分かるが、入札では競争原理が働く必要があり、談合を防止する必要がある。

事務局： 入札契約の専門家の著書によると、談合の疑いがあるということへの一番の解決策は、地域要件を県内などに拡大し、市外の風を入れることだと言われている。

委員： 土木・建築・ほ装の市内 A ランクについては、落札予定業者が予定価格の 98%付近で入札し、その他の入札参加者は予定価格付近の金額で入札している。入札結果だけを客観的にみると、確証はないが、不自然と言わざるを得ない。

現在の状況だと意図的、故意的な形が見て取れる。注意喚起をやったと

ころで改善されるだろうか。

事務局： まず、注意喚起を行い、誓約書も提出させ、その次の段階でアンケートをとり、それでも効果がない場合には、地域要件を拡大し、市外業者を入れるといった手段も考えなければならないと思っている。

委員： この案件は、談合の疑いがあるため、適当であるというのは難しい。

【審議案件(3) 令和5年度旧新田橋橋脚撤去工事について】

委員： 令和4年度の橋脚の一部を撤去した工事の際に、今回、県から指摘された橋脚の残部分について撤去する検討はされたのか？

工事担当： 検討したが、当時は堆積土が多く確認ができなかった。今回、県で堆積土砂を撤去したことで確認されたため本工事を実施した。

5 その他

事務局から、令和元年災害復旧事業に係る工事請負代金未払い事案の概要と再発防止策について説明し、報告した。